

金剛コロニー¹⁾の富田林市における グループホームの展開とその特徴

船本 淑恵

キーワード：金剛コロニー、富田林市、グループホーム展開過程

はじめに

本稿は、障害者の地域生活の方策の一つとして期待されているグループホーム・ケアホーム（以下、GH）展開の特徴を、大阪府立金剛コロニー（以下、金剛コロニー。現、こんごう福祉センター）の展開過程から明らかにすることを目的としている。金剛コロニーは、国内最大規模の定員を抱える知的障害児・者の施設群として開設され、複数のGHを開設し、入所している障害者の地域移行を進めている。本稿では、金剛コロニー所在地の富田林市市内GHに限定し、その展開過程をみていく。

最初に、GHに期待されている役割の確認を行い、展開過程の中で着目する観点を提示する。そして、金剛コロニーのGH展開過程を整理し、特徴を指摘する。

1. 障害者の地域移行の背景と現状

1) 「障害者基本計画」とグループホーム

2002（平成14）年12月策定の「障害者基本計画」（以下、「基本計画」）²⁾において、ノーマライゼーション理念実現に向けた重点課題の一つに、障害者が地域で生活するための基盤整備を位置づけ、地域における居住の場としてGHの充実に

努めることを施策の基本的方向とした。同時に、入所施設は「真に必要なものに限定する」ことも明記し、障害者施策を入所施設中心から地域生活を中心とする仕組みへと変えることを明言したといえる。2006（平成18）年に国連において採択された「障害者権利条約」³⁾第19条において、障害者は地域社会で生活することや居住地を選択する権利を有し、それを実現するための適切な措置をとることを締約国に求めている⁴⁾。「基本計画」の推進は、「障害者権利条約」で示されている権利の具体化につながるのである。

政府は、「基本計画」の着実な推進を図るために、「重点施策実施5か年計画～障害の有無にかかわらず国民誰もが互いに支えあい共に生きる社会へのさらなる取組み～」（以下、「障害者プラン」）を2007（平成19）年に策定した。この「障害者プラン」は、2008（平成20）年度から「基本計画」の最終年度までの施策の数値目標と達成期間を示している。そのなかで、「地域移行の推進」のための施策の一つとして共同生活援助事業（通称、グループホーム）と共同生活介護事業（通称、ケアホーム）が提示され、2007年度の利用者数は約4.5万人であり、2011（平成23）年度には約8.0万人分の整備をめざす数値目標を設定している。前「障害者プラン」では、グループホーム⁵⁾の利用者数を約18,800人分から約30,400人分へと増加させる数値目標が示され、2007年

度の達成期限を待たずに、2005（平成17）年度の実績ベースで約34,000人分の整備状況が報告されている⁶⁾。前半期での達成状況からすると、後半期においても目標値以上の達成を期待できるだろう。

障害者の地域における居住の場をGHに限定するのではなく、制度創設の当初から「地域における生活の場のひとつである」と注意喚起がなされ⁷⁾、「障害者プラン」においても「地域移行の推進」施策の項目に「障害者に対する住宅セーフティネットの構築」を定め、公営住宅などの供給や優先入居の措置等の促進を図ること、一般住宅への入居を進めるために調整や支援、家主への相談や助言などを実施することを記載している。また、GH以外の居住の場として、市町村事業の地域生活支援事業として福祉ホーム事業が規定されている。これらの施策が、「障害者権利条約」にいう「障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受」することになるのかは、暮らしの実態から検討しなければならない。

2) 地域居住におけるグループホームの意義

障害者が、地域の住宅を利用して支援を受けながら少人数で暮らす形を「グループホーム」と呼んでいる。障害者自立支援法では、共同生活援助事業と共同生活介護事業に区分している。また、他の制度に基づく事業であっても「グループホーム」と呼ばれていることも多い⁸⁾。本稿では、共同生活援助事業と共同生活介護事業を総称して「GH」と表わしている。事業を区別する場合は、「グループホーム」「ケアホーム」と称する。

障害者自立支援法では、グループホーム、ケアホームはいずれも住居の提供を含む居住系サービスに含まれているが、給付の種類と利用者の要件が異なっている。前者は訓練等給付、後者は介護

給付に分類されている。そして、グループホームは、「相談その他の日常生活上の援助を行う」事業であり、一方、ケアホームは「入浴、排泄又は食事の介護その他厚生労働省令で定める便宜を供与する」事業と定められている⁹⁾。また、グループホームの利用者像は「就労または就労継続支援等の日中活動を利用している者」と示され、ケアホームは「生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している者」、加えて「障害程度区分が2以上の者」とされている。ケアホームの利用者を、より障害程度が重く、多くの支援が必要である者と想定している。GHは単なる住まいの提供ではなく、住居と支援を一体的に展開する事業であり、障害者の地域居住を実現する方策として、大きな期待がかけられている所以である。

GHの創設は、これまでの施設に対する批判から始まった¹⁰⁾。だからこそ、大規模施設ではなく小さな住居で、集団ではなく少人数で、隔離された場所ではなく地域の中で、特別な住宅ではなく地域にある通常の住宅を利用して、管理的ではなく本人の自主性・主体性を尊重した選択に基づいて生活が営まれる場所であるべきである。また、GHの増加は、障害者の地域で暮らす選択肢が増えることだが、その地域的集中には留意しなければならない¹¹⁾。なぜなら、住居そのものは少人数であっても、地域ごと施設化する可能性が存在するからである。

3) グループホーム数と共同生活住居の確保

2009（平成21）年9月現在、全国でグループホームの事業指定を受けている事業所は3,655カ所、ケアホームは2,955カ所であり、合計6,610カ所となる¹²⁾。また、共同生活住居は、9,357カ所と8,332カ所、同じく合計17,689カ所である。事業所数より、共同生活住居が多く、1カ所の事業指定で複数の共同生活住居を利用していることがわかる。大阪府では、指定事業所が250カ所、

304カ所、合計554カ所であり、共同生活住居は1,051カ所、1,205カ所、合計2,256カ所である。

支援費制度には、現行のようなグループホームとケアホームの区別はなかった。また、今後、利用を希望する障害者が、必ずしもグループホーム対象者、ケアホーム対象者であるとは限らない。そこで、多くの事業所は、グループホームとケアホームの事業指定を重複して受け、希望する障害者を選別せずに利用できるような体制を整えている。そのような実態から考えると、事業所と共同生活住居の実数は、上記の合計より少ないと推測できる。

GHとして使用する住居は、事業主体が準備する。住居を確保する方法として、法人が所有する住居の利用、民間の賃貸住宅、公的な賃貸住宅、入居者や保護者等が所有する住居を借りるなどがある。地域の中にある住宅をGHとして利用しようとした場合、それが民間の賃貸住宅であろうが、公的なそれであろうが、住宅政策の影響を受けざるを得ない。

2. コロニーと地域移行・地域生活

1) こんごう福祉センターにおける地域生活に関する事業の沿革

1960（昭和35）年に知的障害者福祉法が制定され、知的障害者を対象とした福祉施策が始まり、「親なき後」を憂慮する知的障害児・者の親の願い¹³⁾であった入所施設が法定化された。同法の成立当初は、現在のような在宅福祉サービスがなく、地域で暮らすための施策は整備されていなかった。

1961（昭和36）年に実施された「精神薄弱者実態調査」¹⁴⁾によると、15歳6ヶ月以上の知的障害者は34万3千人と推計され、一方、1965（昭和40）年の知的障害者の施設は70カ所、定員4,920人であった¹⁵⁾。知的障害者数に対して、整

備されている施設・定員の絶対数は少なく、知的障害児・者の対策の総合性・一貫性の欠如が問題とされていた。加えて、鳥田療育園やびわこ学園などの重症心身障害児施設の設置にみられるように、重度者の問題が表面化していた。施設不足、児・者を通じた総合的・一貫的な対応、重度者対策という課題の解決策として提起されたのがコロニー構想である。厚生省（現、厚生労働省）と大阪府は、1965年にコロニー設置を検討する委員会を設置し、それぞれ金剛コロニー、国立のぞみの園の開設に至った。金剛コロニーは、知的障害児・者を対象とした大規模総合入所施設群として、1970（昭和45）年に富田林市に開設された。コロニーの中でも850人の定員は、国内最大規模である。

コロニーや施設建設が進められる一方、民間では、地域で暮らすための取り組みが先駆的に行われていた。例えば、1965年に始まった滋賀県の民間下宿、北海道では専用下宿の第一号が1978（昭和53）年に開設されている¹⁶⁾。それに呼応するように、自治体単独事業の生活ホームや生活寮と呼ばれる制度が創設された。国事業として、1971（昭和46）年には、就労している知的障害者の住まいとして通勤寮が制度化されたが、退寮が前提であるため、安定的な住居となりえない。また、1979（昭和54）年に、地域の住まいとして福祉ホーム制度もつくられたが、管理人が配置されるだけで、支援体制が不十分という問題点がある。住み続けられる住居、必要な支援が受けられる体制を整えた施策が求められていた。1981（昭和56）年に「完全参加と平等」をスローガンに国際障害者年が開催され、ノーマライゼーション理念に基づく障害者の暮らしを実現する機運が高まり、1989（平成元）年度に知的障害者地域生活援助事業、いわゆるグループホームが制度化された。金剛コロニーでは、翌1990（平成2）年度にグループホームを開設している。それ以降、知的

表1 こんごう福祉センターにおける地域移行・地域生活に関する主な事業展開の沿革※1

年	元号	事 項	障害者福祉施策と社会状況
1960	S 35		精神薄弱者福祉法（現知的障害者福祉法）制定
1965	S 40		大阪府児童福祉審議会に知的障害者（児）コロニー設置特別部会設置 厚生省にコロニー懇談会設置
1966	S 41		国立コロニーの設置を群馬県高崎市に決定
1968	S 43		長野県に西駒郷開所 北海道に太陽の園開所 愛知県立心身障害者コロニー開所
1969	S 44	社会福祉法人大阪府精神薄弱者コロニー事業団発足	
1970	S 45	大阪府立金剛コロニー開所 しいのき寮※2、くすのき寮※3 開設	
1971	S 46	すぎのき寮※2・3、けやき寮※4 開設	通勤寮制度化 国立心身障害者コロニーのぞみの園開所
1972	S 47	かしのき寮※3、ひのき寮※4 開設	
1973	S 48	もみのき寮※3、若松寮※4 開設	
1975	S 50		社会福祉施設緊急整備5か年計画
1976	S 51	在宅重度心身障害児・者緊急一時保護事業（現障がい福祉サービス短期入所）開始	
1978	S 53		東京都単独事業生活寮制度 神奈川県単独事業生活ホーム制度
1979	S 54		福祉ホーム制度化
1980	S 55	すぎのき寮定員変更（児 60→40、者 40→60）	
1981	S 56		国際障害者年 障害者対策に関する長期計画策定
1983	S 58		滋賀県単独事業生活ホーム制度 国連 障害者の10年（～92年）
1985	S 60		横浜市単独事業知的障害者のグループホーム制度化
1988	S 63		知的障害者自活訓練事業制度化 知的障害者の居住の在り方について－グループホーム制度の創設への提言（中央児童福祉審議会）
1989	H 元		知的障害者地域生活援助事業（グループホーム）制度化
1990	H 2	知的障害者地域生活援助事業開始	心身障害児（者）地域療育拠点事業制度化
1991	H 3		知的障害者生活支援事業制度化
1992	H 4	知的障害者自活訓練事業開始	障害者対策に関する新長期計画策定
1993	H 5	障害児（者）巡回療育相談等事業開始	
1994	H 6	しいのき寮定員変更（児 100→児 60・者 40）	
1995	H 7	在宅障害者自活訓練事業開始 地域療育拠点施設事業開始	知的障害者地域生活援助事業におけるバックアップ施設の要件緩和 障害者プラン・ノーマライゼーション7ヵ年戦略決定
1996	H 8	社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団に名称変更 障害児（者）地域療育等支援事業開始	市町村障害者生活支援事業制度化 GH 入居者重度加算制度
1998	H 10		障害児通園（デイサービス）事業制度化 知的障害者福祉法改正（名称変更）
2000	H 12	知的障害者生活支援事業開始 地域生活移行支援モデル事業（ランチホーム）開始	GH 入居者のヘルパー利用を認める NPO 法人の GH 運営認める
2002	H 14		障害者基本計画策定 重点施策実施5か年計画決定
2003	H 15		支援費支給制度施行
2005	H 17	児童デイサービス事業開始	
2006	H 18	障害者自立支援法施行に伴い事業編成を変更	障害者自立支援法施行 国連 障害者権利条約採択
2007	H 19	けやき寮定員変更（120→60） ひのき寮定員変更（120→60） 若松寮定員変更（50→40） 重症心身障害児（者）施設すくよか開所※5	重点施策実施5か年計画決定
2008	H 20	けやき寮閉鎖 特別養護老人ホームかんなびのさと開所※5 金剛コロニーの名称をこんごう福祉センターに変更	

資料 『平成19年度事務概要書（決算書）』（大阪府障害者福祉事業団）、こんごう福祉センターホームページ、他。

※1 こんごう福祉センターは金剛コロニー、すくよか、かんなびのさとで構成されている。センター以外が実施している事業もあるが、地域移行・地域生活に関する事業としてあげた。

※2 知的障害児施設

※3 知的障害者更生施設

※4 知的障害者授産施設

※5 すくよかとかんなびのさは金剛コロニーのように府立施設ではないが、同じ敷地内に開設され、こんごう福祉センターに含まれている。

障害者自活訓練事業、在宅障害者自活訓練事業、知的障害者生活支援事業、ランチホームの開始等、地域移行をすすめ、地域生活を支えるための事業を展開してきている。

2) 金剛コロニーの縮小と地域移行

2005年度以降、金剛コロニーが地域移行を積極的に推進している様子が、退所先と定員数の減少から読み取ることができる。2004（平成16）年度までは、GH入居を理由とする退所が1桁台で推移していたが、2005年度26名、2006年度58名、2007年度49名と激増している。それと歩調を合わせるように、2004年度に98.4%であった定員の充足率が、2005年度97.5%、2006年度77.9%と低下している。さらに、2007年度には重症心身障害児（者）施設、2008年度には特別養護老人ホームをコロニー敷地内に開設し、金剛コロニーの入所者が移動した。そして、850人という国内最大規模の定員であった金剛コロニーは、2007年4月には定員を720人に変更し、その年度末に寮（施設）を閉鎖している。それでも、定員を減らした年度末の充足率でさえ80.4%

であり、今後も寮の閉鎖と入所者の地域移行が進むであろうことが推測できる。

国内の他のコロニーにおいても、入所者の地域移行に取り組んでおり、金剛コロニーが特殊な例ではない。とくに、宮城県立船形コロニーは「施設解体宣言」を発表し¹⁷⁾、新聞で大きく取り上げられ、全国的に報道された。また、400名定員の北海道伊達市の太陽の園は、積極的に地域移行を進め、90年代の初めには、すでに200名の知的障害者が町の中で暮らしていると報告している¹⁸⁾。

3) 富田林市の概要

金剛コロニーのある富田林市は、大阪府の東南山地帯に位置し、面積36.66km²、府の総面積の2.1%を占めている。市の中心部を石川が南北に流れ、東部山地、西部丘陵地帯、石川沿いの狭長な平野部で構成されている。明治時代にはすでに平野部の中心に富田林村がおかれ、周辺の村と合併を繰り返しながら、面積を広げてきた。そして、1950（昭和25）年に市制を施行し富田林市となり、1957（昭和32）年の東條村との合併を

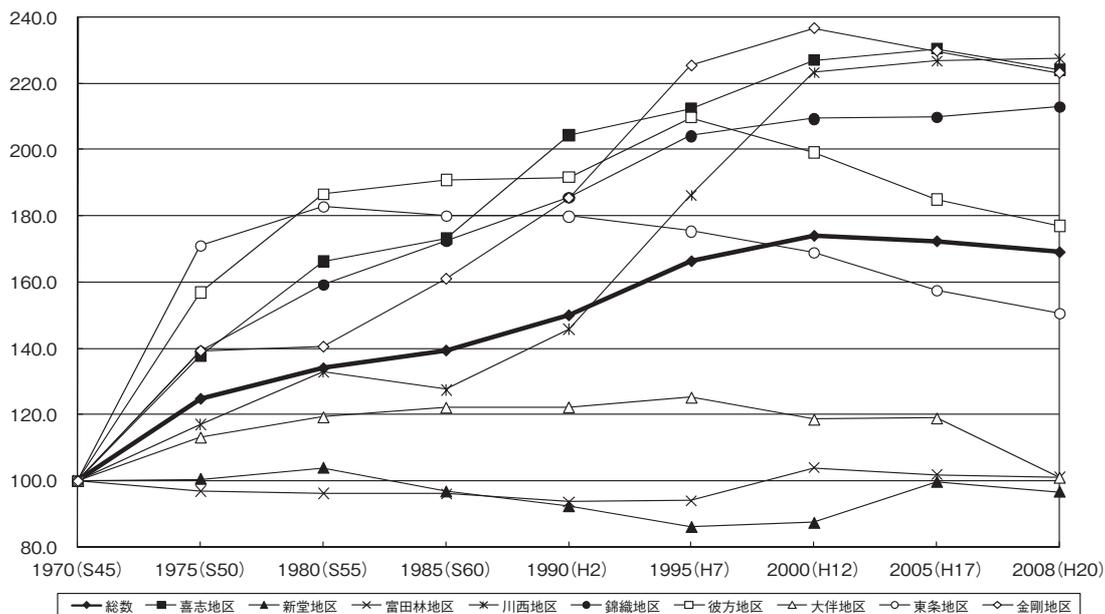


図1 富田林市の地区別人口の推移（1970年 = 100.0）

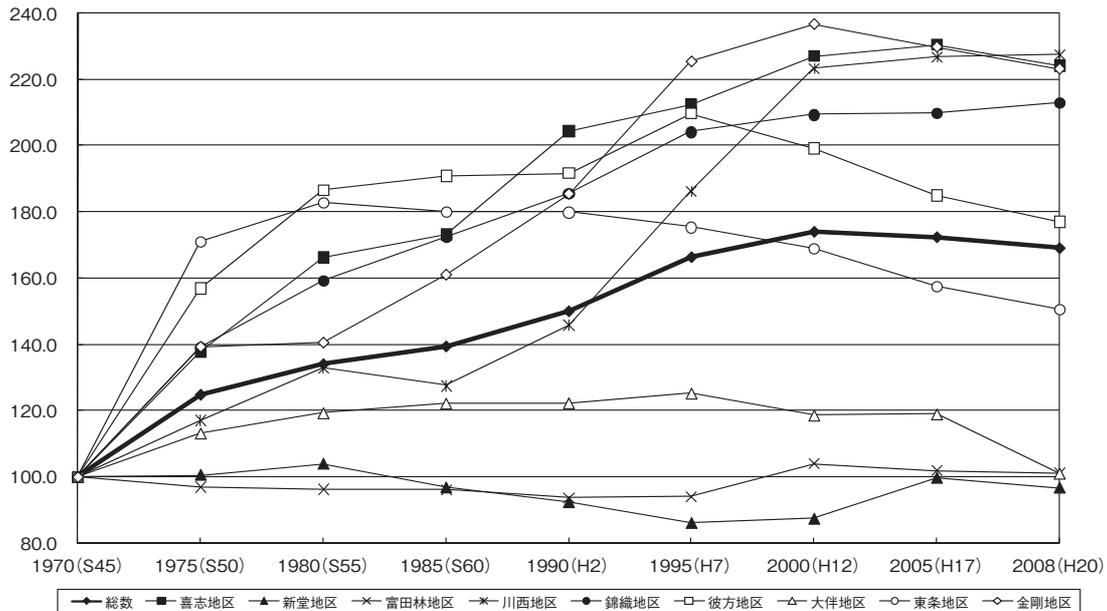


図2 富田林市の地区別世帯の推移 (1970年 = 100.0)

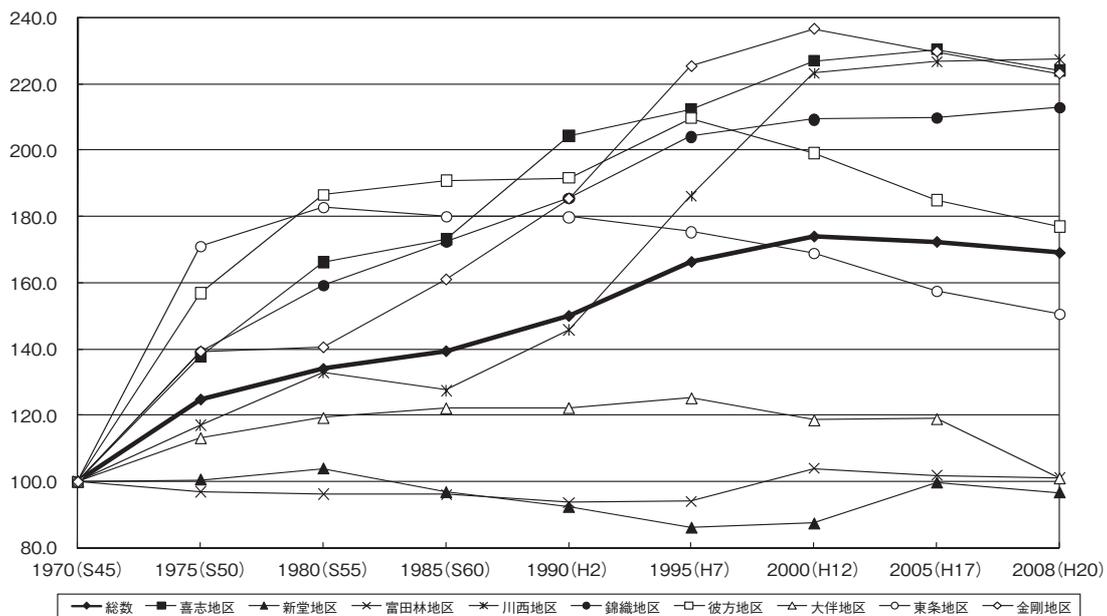


図3 富田林市の年次別にみた地区別世帯数

資料 図1、2、3ともに、富田林市人口調査表（住民基本台帳・外国人登録参照、各年3月末）より筆者作成。
 注 各地区に外国人登録を含めていない調査年もあるため、各地区合計と総数は異なる。

を経て、現在の市域が形成された¹⁹⁾。

富田林市の人口は2008年3月末現在122,500人、世帯数は49,483世帯である。2000（平成12）年以降の人口は微減しているが、世帯数の増加は続き、1世帯当たりの人員は減少している。市域全体の世帯数は増加しているが、地域ごとにその

傾向は異なる。新堂・富田林・大伴地区は、微減・微増、横ばいであり、増加傾向の喜志・錦織・彼方地区、激増期のある川西・東条・金剛地区と分かれている。また、地区別世帯数をみると金剛地区の世帯数が圧倒的に多く、大規模開発の影響が顕著に現れている。金剛コロニーは、東条地区

に位置している。

3. 金剛コロニーのグループホームの展開

1) グループホーム数の推移

GH 数の推移より、金剛コロニーの GH の展開をいくつかの時期に区分できる。増加が続く時期、移転再編期、開設・閉鎖・移転の再編が同時に行われた時期である。開設・閉鎖・移転の再編は、2006 年度と 2008 年度に集中して行われている。そして、グループホームの制度化以前と以降を区切ると、金剛コロニーの GH 展開過程を 5 つの時期区分で捉えていくことができる。金剛コロニーは、1990 年度に GH を開設しているが、それ以前の 1982（昭和 57）年には、地域に住居を確保し、ケアを提供する仕組みをすでに作り出していた。

制度化以前の第一期は、1カ所、2カ所で推移し、9年間に大きな変動はない。この時期の住居は、1990年に知的障害者地域生活援助事業に移行した。

第二期は、ほぼ毎年のように開設され、著しい増加がみられる。この期間は、移転や閉鎖が少なく、安定した住居として提供されている。

第三期は、半数が移転し、1回目の再編が実施されている。第四期は、半数の GH で閉鎖・移転が行われ、これまで増加してきた GH 数が大幅に減少している。第五期は、閉鎖・移転を伴う3回目の再編が行われた。

2) 運営・バックアップ体制の変遷

表3は、GHの運営とバックアップを担当する部署の変遷を整理したものである。当初は独立した部署は存在せず、各寮が開設し、運営とバックアップを担っていた。その体制は、制度化前から、制度移行後の数年間続き、1994（平成6）年にグループホーム室が設置された後も、各寮での

表2 富田林市内における金剛コロニー・地域生活総合支援センター「ゆう」が運営する GH 数と開設・閉鎖・移転の推移（各年度末）

時期区分		合計	開設	閉鎖	移転	
第一期	1982	S 57	1	1		
	1983	S 58	1	1 ^{※2}		
	1984	S 59	1			
	1985	S 60	1			
	1986	S 61	2	1		
	1987	S 62	1		1	
	1988	S 63	2	3(うち2 ^{※2})		
	1989	H 1 ^{※1}	2			
第二期	1990	H 2	5	3		
	1991	H 3	8	3		
	1992	H 4	10	2		
	1993	H 5	12	2		
	1994	H 6	13	1		
	1995	H 7	13	1	1	
	1996	H 8	15	2		
	1997	H 9	15			
	1998	H 10	17	2		1
	1999	H 11	19	2		
	2000	H 12	22	3		
	2001	H 13	22			
第三期	2002	H 14	22			
	2003	H 15	21		1	11
	2004	H 16	21			2
第四期	2005	H 17	21			
	2006	H 18	16	4 ^{※3}	9 ^{※3}	※4
第五期	2007	H 19	16			
	2008	H 20	17	3	2	※4

※1 1989 年度末まではアフターケア住居やケア付き住居の合計である。

※2 開設後の経緯が不明であるため、合計には加えず。

※3 同じ共同住居であっても名称変更を閉鎖、開設として集計している。

※4 共同住居の移転と GH 再編を行う。1 GH が新設の共同住居を加えて 2 GH へと分割、あるいは、共同住居を閉鎖し 2 GH を 1 GH に合併させるなどが行われている。

資料 『事務概要書』各年次（大阪府障害者福祉事業団）。2008 年度末（2009 年 3 月末）の GH 数は地域生活総合支援センター「ゆう」からの情報提供に基づく。

バックアップは継続していた。その後、グループホーム室が 1997（平成 9）年に富田林市街へ移転したことに伴い、2つの寮で行っていたバックア

表3 金剛コロニーにおけるグループホームの運営・バックアップ部署の変遷

年月日	GH 運営・バックアップ部署	所属部課等			改編内容他	
1990(H 2)4/1	若松寮		療育部	金剛コロニー	寮で開設した GH のバックアップを実施	
1991(H 3)5/1	若松寮、けやき寮		療育部	金剛コロニー	寮で開設した GH のバックアップを実施	
1994(H 6)4/1	若松寮、けやき寮、ひのき寮		療育部	金剛コロニー	寮で開設した GH のバックアップを実施	
1994(H 6)6/1	グループホーム室	地域福祉第2係	地域福祉課	療育部	金剛コロニー	GH 室設置。各寮で開設の GH のバックアップは各寮で実施
1997(H 9)4/1	グループホーム室		地域福祉課	金剛コロニー	地域福祉課が療育部より独立	
1997(H 9)9/1					GH 室を富田林市街へ移転	
2000(H 12)9/1	グループホーム室		地域福祉課	地域福祉部	金剛コロニー	地域福祉部設置。療育部けやき寮、ひのき寮が行ってきたバックアップは GH 室へ移行
	若松寮		地域福祉課	地域福祉部	金剛コロニー	
2001(H 13)5/14	地域生活総合支援センター「ゆう」	在宅支援係	地域福祉課	地域福祉部	金剛コロニー	GH 室の名称変更
2003(H 15)4/1	地域生活総合支援センター「ゆう」		若松寮	地域福祉部	金剛コロニー	地域福祉課を廃止、若松寮と統合
2004(H 16)4/1	地域生活総合支援センター「ゆう」			若松寮	金剛コロニー	地域福祉部廃止
2005(H 17)4/1	地域生活総合支援センター「ゆう」				金剛コロニー	若松寮から「ゆう」の分離
2006(H 18)10/1	地域生活総合支援センター「ゆう」					金剛コロニーより独立

資料 『事務概要書』各年次（大阪府障害者福祉事業団）。

バックアップ機能が移行した。しかし、若松寮のバックアップ機能は維持されたままであった。そして、2001（平成13）年にグループホーム室が、地域生活総合支援センター「ゆう」（以下、「ゆう」）に名称を変えてから、同寮からも移行した。

金剛コロニーにおける GH を担当する部署は、各寮個別の対応から、独立した事業所へと変わってきている。また、GH の開設・運営に関して、若松寮が重要な位置を占めていたことがわかる。

3) 開設地域の特徴

表4は、金剛コロニー²⁰⁾が開設してきた GH の地域別開設数の推移を、住宅の種類別に集計したものである。アルファベットは、基本的に市内の地区を意味し²¹⁾、数字は「町・字」を表わしている。コロニーからの距離、「ゆう」からの距離、地勢、基幹的道路での分断等を勘案し、A から I の9地区に区分した。これまで市内の19の町に

開設され、83町で構成されている富田林市の2割で開設の経験があり、市内全域に広がっているわけではない。開設地域が限定されてきた要因の一つに、バックアップ機能を担当する事業所の所在地がある。現在はバックアップ機能を担当する事業所の要件が緩和されているが、制度創設当初は入所施設をバックアップ施設とし、そこから30分以内で到着できる範囲が望ましいとされ²²⁾、開設地域が限定されたと考えられる。

開設地域を時期区分別にみていくと、第二期は、1地域に1カ所が主流であり、同じ地域で複数開設されることは稀であった。しかし、再編成のたびに、同じ町内での開設が増え、地域を限定する開設傾向がみられる。第二期は16町、9地区、第三期は17の共同生活住居が、7町、4地区で開設され、第四期で選ばれているのは6町、3地区である。そして、2009年3月時点の共同生活住居は、8町、5地区に分布している。1住居あたり2名の入居として計算すると、A地区で

表4 金剛コロニー・「ゆう」の富田林市内における開設地域別のGH・共同生活住居数の時期区分にみた推移^{*1}

時期区分 地域	1982～1989	1990～2002	2003～2005	2006～2008	2009	開設総数	2009年3月現在の 共同生活住居数
開設合計	6(3/3) ^{*2}	22(16/6)	17(8/9)	20(0/20) ^{*3}	3(0/3) ^{*3}	68(27/41)	38(2/36) ^{*3}
A1		1(1/0)		1(0/1)		2(1/1)	1(0/1)
A2	1(1/0)	2(2/0)	3(1/2)	5(0/5)		11(4/7)	8(0/8)
A3		3(2/1)	1(0/1)	5(0/5)		9(2/7)	8(0/8)
B1		1(0/1)	1(0/1)	7(0/7)		9(0/9)	10(0/10)
B2				1(0/1)		1(0/1)	
C1	3(0/3)	3(2/1)	7(4/3)	1(0/1)		14(6/8)	4(0/4)
C2		2(0/2)	2(1/1)		3(0/3)	7(1/6)	5(0/5)
D1			1(1/0)			1(1/0)	1(1/0)
D2	1(1/0)					1(1/0)	
D3		1(1/0)	1(0/1)			2(1/1)	
D4		1(1/0)				1(1/0)	
D5		1(0/1)				1(0/1)	
E1		1(1/0)				1(1/0)	
E2		1(1/0)				1(1/0)	
E3		1(1/0)				1(1/0)	
F		1(1/0)				1(1/0)	1(1/0)
G		1(1/0)				1(1/0)	
H		1(1/0)				1(1/0)	
I		1(1/0)				1(1/0)	
不明	1(1/0)					1(1/0)	

^{*1} 移転は開設に含む。再編移行は含めない。

^{*2} 合計（戸建／集合住宅）

^{*3} 2006年以降は共同住居数

資料 『事務概要書』各年次（大阪府障害者福祉事業団）。2009年3月現在の共同生活住居については地域生活総合支援センター「ゆう」からの情報提供に基づく。

は34名が集住していることになる。また、B1は同じ町内に、20名が住んでいることになる。

住宅の形態をみると、戸建から集合住宅へと移っている。第二期では、開設22カ所のうち、16カ所が戸建であった。しかし、第四期開設の共同生活住居は、すべて集合住宅である。そして、2009年3月現在は、38住居のうち2カ所のみが戸建であり、他はすべて集合住宅となっている。これらの住居は、すべて民間借家と公営住宅の賃貸住宅である。

おわりに—グループホームの展開にみる特徴と今後の課題

金剛コロニーのグループホーム展開の特徴を指摘し、疑問点と今後の研究課題を述べる。

金剛コロニーにおけるGH展開は、制度・政策の変化の時期と重なっている。1989年に知的障害者地域生活援助事業が制度化され、その後の開設数増加が顕著である。また、支援費制度、障害者自立支援法の施行時期に再編が行われている。そして、「ゆう」の独立も、障害者自立支援法の施行と同時期である。

大規模施設群であることからか、GH の開設・運営が各寮に任されており、また、地域移行が積極的に進められていなかった。制度化当初は、地域移行が金剛コロニー全体の課題として認識されておらず、グループホーム室の設置、「ゆう」への組織再編、「ゆう」の寮からの分離などの経緯から、徐々に重点課題として合意されてきたと理解できる。

複数の GH 運営を「ゆう」がセンターとして担う体制は、特殊な形なのであろうか。複数の GH を開設している他の事業所では、どのような組織形態となっているのか。他のコロニーや複数の GH を運営している事業所、単独事業所などとの比較を試みたい。

GH の開設地域は、移転の際に地域的集住が進められている。開設地域の選択は、どのような要因によって左右されるのであろうか。GH の地域的集住は、他の事業所においても同様な傾向があるのか。また、移転はどのような理由からであろうか。加えて、住居の選択に障害者が意見を述べる機会があったのか。

住居の形態は、戸建から集合住宅へとその比重を移している。すべての共同生活住居確保の経緯は確認できていないが、民間借家の場合、大家の厚意が多く、管理会社からの紹介や斡旋も大きなルートであると説明を受けた。そして、公営住宅の場合は、自治体からの空き室情報の提供と GH 利用の打診があり、申し込むとのことであった。住居確保の方策について、さらに、詳細を検討していく。

今後、他の事業所の展開過程を検討し、金剛コロニー・「ゆう」の特徴と比較検討することで、GH 開設の詳細を明らかにしていく。

謝辞

今回の研究ノートをまとめるにあたり、大阪府障害者福祉事業団、地域生活総合支援センター「ゆう」の

職員の方に資料の提供や面談・説明など、ご協力をいただきました。お忙しいなか時間を割いてくださり、ありがとうございます。本研究は、金剛コロニー、こんごう福祉センター、「ゆう」についてまとめていますが、本稿の全責任は、筆者にあります。本稿へのご意見・ご批判がございましたら、筆者までご連絡いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

注

- 1) 大阪府立金剛コロニーは、2008年4月に「こんごう福祉センター」と名称を改めているが、本稿では、旧名称を使用する。GH 運営が、金剛コロニーのもとで行われてきたことと、名称変更前に地域生活総合支援センター「ゆう」に運営が移行しているという理由からである。
- 2) 計画期間は、2003年（平成15）年度から2012（平成24）年度である。
- 3) 条約批准国が20カ国以上となったため、2008年に条約は発効している。日本は、条約に署名しているが、国内の法整備が不十分ということから未だに批准していない。
- 4) 「障害者権利条約」第19条（政府仮訳）
タイトル：自立した生活および地域社会に受け入れられること
本文：この条約の締約国は、すべての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に受け入れられ、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保することによるものを含む。
(a) 障害者が、他の者と平等に、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の居住施設で生活する義務を負わないこと。
(b) 地域社会における生活及び地域社会への受入れを支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス（人的支援を含む。）を障害者が利用できること。
(c) 一般向けの地域社会サービス及び施設が、障害者にとって他の者と平等に利用可能であり、かつ、障害者のニーズに対応していること。
- 5) 障害者自立支援法の施行以前は、グループホームとケアホームの区別がないため、「グループホー

- ム」を用いる。
- 6) 障害者施策推進本部「障害者基本計画に基づく『重点施策実施5か年計画』の進捗状況 平成17年度」、2007年3月公表。
 - 7) 厚生省「知的障害者地域生活援助事業（グループホーム）設置・運営マニュアル（改訂版）」、1990年。
 - 8) 船本淑恵「文献レビューからみる知的障害者地域生活援助事業（グループホーム）研究の課題」、『龍谷大学 大学院研究紀要 社会学・社会福祉学』、第11号、2004年3月、pp.3-16。
 - 9) 障害者自立支援法第5条。
 - 10) 『生の技法』（安積純子他著、藤原書店、1990年）『施設を出て町で暮らす』（太陽の園・旭日寮編、ぶどう社、1993年）等において、施設から地域へと暮らしの場を選択した障害者本人が、施設の暮らしと地域での暮らしを対比させ、施設ではなく地域での生活を選ぶと述べている。また、河東田博は、スウェーデンにおける入所施設解体の経緯を整理し、「入所施設で生活していた人たちがあまりにも非人間的に扱われていることに対して」の反応があったと指摘している（河東田博他著『ヨーロッパにおける施設解体 スウェーデン・英・独と日本の現状』、現代書館、2002年、pp.17-18）。
 - 11) 前掲7) において「グループホームのある場所を外から見て特別な区域にしない配慮が必要」と指摘されている。
 - 12) 事業所数、共同生活住居数共に、WAM NET 障害福祉サービス事業者情報の2009年9月現在集計より。
 - 13) 閣議決定「精神薄弱児対策基本要綱」、1953年。
 - 14) 厚生省（現、厚生労働省）が実施。
 - 15) 厚生省（現、厚生労働省）「社会福祉施設等調査報告」1965年。
 - 16) 恵崎順子『信楽で暮らす』、文理閣、1993年。前掲10)『施設を出て町で暮らす』。
 - 17) 2000年11月の「福祉セミナー in みやぎ」において発表した。船形コロニーは、県立、事業団運営である。また、2002年2月には、浅野史郎知事（当時）が「みやぎ知的障害者施設解体宣言」を発表し、県をあげて地域移行に積極的な姿勢を示している。
 - 18) 前掲10)『施設を出て町で暮らす』。
 - 19) 富田林市議会事務局編『とんだばやし 市勢概要』。
 - 20) 2006年度以降は地域生活総合支援センター「ゆう」が運営。
 - 21) 本稿では、開設地域が特定されないように、地区名を記号に置き換えている（地区名は、図を参照のこと）。ただし、FとGは同地区であるが、地域が離れているため別地区として記号をあてた。
 - 22) 前掲7)。